

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 山城 千秋

担当理事 宮城 政剛



新型コロナウイルス感染症に関する調査協力をお願い（依頼）

日頃より感染症対策にご協力ご支援を賜り厚く感謝申し上げます。

早速ではございますけど、先日の理事会（2/14・金）において那覇市保健所の仲宗根正先生より下記調査依頼がありましたので、是非とも先生方のご協力をお願いいたたく存じます。

那健保総第 537-7 号

令和2年2月17日

那覇市医師会長 様

那覇市内 各医療機関長 様

那覇市保健所長（公印省略）

新型コロナウイルス感染症疑い患者診療に関する調査（依頼）

平素から、本市の保健医療行政に多大なるご理解・ご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

今回の新型コロナウイルス感染症について、現時点で重症化のリスクは明らかではありませんが、沖縄県では、通知（参考資料）にあるように、「透析患者」「妊婦」「がん患者」をハイリスクとしています。通知で示されている第1段階の県内発生初期以降、ハイリスク患者等を診療している医療機関では急性発熱性呼吸器症状を呈する者の診療を行わないことが望ましいとされています。

つきましては、「透析患者」「妊婦」「がん患者」を専門に診療されており、前述の診療が困難な施設は、下記ご記入の上、那覇市保健所までFAXでご連絡ください。

なお、それ以外の施設については回答不要です。

記

<参考資料>・令和2年2月12日付 保地第2093号 沖縄県保健医療部長通知

「新型コロナウイルス感染症に係る医療体制の整備について（依頼）」P2-4

那覇市保健所 保健総務課 感染症担当：瑞慶山、速水  
TEL：098-853-7971 FAX：098-853-7967

施設名： \_\_\_\_\_ 専門： \_\_\_\_\_

担当者氏名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

**FAX 送付先：098-853-7967 回答期限：2月21日（金）**

保健所長・衛生環境研究所長 殿

保健医療部長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る県の医療体制の整備について (依頼)

標記について、今後県内においても発生し感染が拡大することが予測されることから、令和2年1月29日に県医師会にて開催した新型コロナウイルス感染症対策専門家会議での議論等を踏まえ、県内の医療体制については、下記のとおりとすることと致しましたのでご連絡致します。

つきましては、地区医師会、地域の中核的医療機関や医療機関、消防等の連携を図りながら地域の実情に応じ、保健所を中心とした二次医療圏ごとに医療体制を整備して頂きますようお願い致します。

なお、同様の通知を県医師会、感染症指定医療機関等へ送付していることを申し添えます。

記

1. 新型コロナウイルスの県内発生早期及び県内感染期の医療体制は、別紙1のとおり段階に分けて整備する。
2. 帰国者・接触者外来(A)については、保健医療部長から各感染症指定医療機関の長に依頼しその役割を担うものとする。また、各保健所において追加の帰国者・接触者外来の設置が必要な場合は、各保健所にて調整を行い、地域保健課から追加の指定を行う。
3. 帰国者・接触者外来以外の医療機関については、別紙のBからFに区分し、別紙1及び別紙2のとおり二次医療圏等の圏域を単位とし、各保健所にて各地区医師会、地域の中核的医療機関や医療機関、消防等の連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制を整備する。
4. 新型コロナウイルス感染症の入院医療機関における病床数や人工呼吸器数などを把握するとともに、感染早期から県内感染期において、定期的にそれを確認し、患者の振り分けを行うとともに、関係する医療機関へ情報提供を行う。
5. 各流行期段階の変更等は、流行状況や重軽症例の頻度等を考慮し保健所及び地区医師会等関係者にて評価し柔軟に判断し対応する。

沖縄県保健医療部地域保健課  
結核感染症班 担当：岡野、久高  
TEL：098-866-2215 FAX：098-866-2241

## 新型コロナウイルス感染症患者の医療体制

段階	医療体制
第1段階	<p>県内未発生期から発生早期を想定。            新型コロナウイルス感染症が疑われる患者は、重症軽症を問わず、帰国者・接触者外来にて外来及び入院診療を行う。            また、透析、がん及び産科医療を受ける方への配慮として、急性の発熱及び呼吸器症状を有する者の診療を行わないことができる病院(E)・診療所(F)（以下、診療外医療機関(E、F)を各医療圏、保健所単位で設ける。</p>
第2段階	<p>帰国者・接触者外来(A)の受入可能患者数を超えた場合、協力医療機関(B)においても外来及び入院診療を始める。            また、診療外医療機関(E、F)での急性発熱性呼吸器疾患患者の外来及び入院の受入を流行が収束するまでの間中止する。</p>
第3段階	<p>県内発生早期で、帰国者・接触者外来医療機関(A)及び協力医療機関(B)による新型コロナウイルス感染症患者の受入可能患者数を超えた場合は、引き続き、入院患者は帰国者・接触者外来医療機関(A)及び協力医療機関(B)で受入る。            帰国者・接触者外来(A)及び協力医療機関(B)に入院している新型コロナウイルス感染症以外の入院患者については、帰国者・接触者外来(A)及び協力医療機関(B)以外のすべての病院(C)を中心に対応する。</p>
第4段階	<p>県内感染期で第3段階よりさらに新型コロナウイルス感染症患者が増加した場合を想定。重症の新型コロナウイルス感染症患者の入院診療は帰国者・接触者外来(A)及び協力医療機関(B)で行う。            軽症の新型コロナウイルス患者の入院診療は、帰国者・接触者外来及び協力医療機関以外のすべての病院・診療所(C、D)で行う。</p>

A 帰国者・接触者外来（各感染症指定医療機関）

B 協力医療機関

C A、B及びE、F以外のすべての病院

D A、B及びE、F以外のすべての診療所

E 急性発熱性呼吸器疾患を有する者の診療を行わないことができる病院（透析、がん、産科）

F 急性発熱性呼吸器疾患を有する者の診療を行わないことができる診療所（透析、がん、産科）

\*各流行期段階の変更等は、流行状況や重軽症例の頻度等を考慮し保健所及び地区医師会等関係者にて評価し柔軟に判断し対応する。

## 各流行段階における医療体制

流行段階	診療対象	A		B		C		D	E		F	備考		
		入 院	外 来	入 院	外 来	入 院	外 来	外 来	入 院	外 来	外 来			
第1段階	県内未発生期	疑い例・確定例	●	●									疑い症例はすべてA（帰国者・接触者外来医療機関）で受入	
		疑い症以外の急性呼吸器疾患			●	●	●	●	●	●	●	●		
	発生初期	疑い例・確定例	●	●									診療対象外	疑い症・確定例はすべてAで受入
		疑い症以外の急性呼吸器疾患			●	●	●	●	●					E, Fでの急性発熱性呼吸器疾患の患者受入をしない。
第2段階	Aの受入病床数を超える疑似症患者が発生した段階	疑い例・確定例	●	●	●	●						Aの最大病床数まで。 Bが受入開始		
		疑い症以外の急性呼吸器疾患			●	●	●	●	●					
第3段階	A及びBの受入病床数を疑似症患者が発生した段階	疑い例・確定例	●	●	●	●								
		疑い症以外の急性呼吸器疾患					●	●	●					
		A、B病院に入院している新型コロナウイルス感染症以外の入院患者	○	—	○	—	●						A、Bの入院している確定患者についてCにて受入開始。 入院はCを中心に対応	
第4段階	県内発生期	重症の疑い例・確定例	●	●	●	●								
		軽症の疑い例・確定例					●	●	●					

A 帰国者・接触者外来（各感染症指定医療機関）

B 協力医療機関

C A、B及びE、F以外のすべての病院

D A、B及びE、F以外のすべての診療所

E 急性発熱性呼吸器疾患を有する者の診療を行わないことができる病院（透析、がん、産科）

F 急性発熱性呼吸器疾患を有する者の診療を行わないことができる診療所（透析、がん、産科）

\*各流行期段階の変更等は、流行状況や重軽症例の頻度等を考慮し保健所及び地区医師会等関係者にて評価し柔軟に判断し対応する。